

委託施設以外の施設を利用される場合の 産後ケアの申請及び利用料償還払いの手続きについて

委託施設以外で利用したい場合

宿泊型・通所型・訪問型

- 委託施設以外で利用したい場合は、事前に子ども健康課にご連絡ください。利用希望施設が産後ケア事業の助成の対象とできるか施設に確認させていただきます。確認が取れ次第、ご連絡します。
- その後は、施設へ事前に予約し、利用日の2週間前までに子ども健康課へ申請をしてください。（電子申請可）申請が2週間以内になる場合は子ども健康課へご連絡ください。
- 利用決定後、決定通知書と利用券（7回分）、委託施設外訪問型利用券（1回分）、利用施設用書類、償還払い申請用書類が届きますので、利用するときは施設へ決定通知書の提示と利用券、母子健康手帳、利用施設用書類と一緒に施設側へ提出してください。
- 初回利用以降に、再度、委託施設以外の利用を希望される場合は、初回と同じ施設であっても、その都度事前に子ども健康課にご連絡ください。
- 利用の際には母子健康手帳に利用記録の記載と、領収書を一緒にもらっておいてください。
- 利用料はいったん全額自己負担していただきます。最終利用日から6か月以内に、償還払いの手続きをしてください。※ただし、10月以降のご利用に関しては、翌年3月末日までが償還払い申請の締め切りになりますので、ご注意ください

☆手続きに必要なもの

- ①徳島市産後ケア事業費助成申請書
- ②請求書
- ③母子健康手帳（産後ケア利用記載欄の写し可）
- ④領収書
- ⑤振込先のわかるもの（通帳またはキャッシュカード写し可）

●助成金額（1回分）について

宿泊型・通所型

利用料 ※上限 宿泊型56,000円 通所型36,000円（食事代含む）の9割 = 償還払いによる助成額

例 1泊2日の宿泊型 利用料57,000円（食事代込み）の場合

上限額	償還払いによる助成額
56,000円 × 0.9 =	<u>50,400円</u>

※自己負担は57,000円 - 50,400円 = 6,600円

例 1泊2日の宿泊型 利用料55,000円（食事代込み）の場合

利用料	償還払いによる助成額
55,000円 × 0.9 =	<u>49,500円</u>

※自己負担は55,000円 - 49,500円 = 5,500円

訪問型

助成金額は13,000円を上限とし、利用料と比較して、いずれか低い方の額を助成します

- 申請日の月の翌月末までに償還払いでの返金額を指定の口座に振り込みます。

徳島市子ども健康課

徳島市沖浜東2丁目16番地
ふれあい健康館3F

TEL 088-656-0540



最新の情報は徳島市HP↑をご確認ください。